

かわさき教育プラン（案）

～市民の力が教育を変える～

（答申）

平成17年1月11日

かわさき教育プラン策定委員会

平成17年1月11日

川崎市教育委員会
委員長 宮田 進 様

かわさき教育プラン策定委員会
委員長 新井 郁男

かわさき教育プランの策定について（答申）

かわさき教育プラン策定委員会は、平成15年5月21日に川崎市教育委員会から「かわさき教育プランの策定について」諮問を受けました。その際に、具体的審議事項として、

- 1 教育行政に関すること
- 2 学校教育に関すること
- 3 社会教育に関すること

の3つが挙げられました。

国レベルの教育をめぐる変革の流れは、中央教育審議会において「地方分権時代における教育委員会の在り方について」審議が始まるなど、年々加速してきているように感じられます。

本市では、諮問文の内容にもあるように、市長の諮問を受けて川崎市教育懇談会が昭和61年11月に提出した報告「いきいきとした川崎の教育をめざして」に基づく教育が、学校、地域、保護者等の努力で展開されてきました。報告は、20年近く前のものでありながら、「教育への市民参加」の重要性を説き、その第一歩を踏み出すきっかけとなった点で大きな意義があったと考えます。

このたび、この答申をまとめるに当たっては、何が変わっていくべきで、何を变えずにいくべきか、その見極めがこれからの教育改革において非常に重要になってくると考え、審議を重ねてきました。

策定委員会では、「教育行政専門部会」「学校教育専門部会」「社会教育専門部会」を設置し、さまざまな教育ニーズを踏まえながら審議を重ね、平成16年4月に「かわさき教育プラン中間報告」をまとめました。その後、市民説明会や保護者へのアンケートなどにより、各方面の意見に耳を傾け、さらに審議を重ね、ここに答申をとりまとめました。

本答申では、行政と市民の協働が、学習社会の創造という観点から、さらに重要となっていることを踏まえて、そのシステムを教育行政計画として具体化するために、教育に関わる全ての職員がその力を一層発揮し、市民と行政が共に手を携えて教育を進める施策を重要視しています。そして、市民一人ひとりが内在する力を活かすことにより、市全体の教育が活性化するものと思われれます。サブタイトルを「市民の力が教育を変える」とした理由です。

本市の教育が、この答申を基に、子どもや市民のための教育という原点を忘れることなく、さらに発展していくことを願います。

目次

はじめに.....	1
第1章 プランの基本的な考え方.....	3
1 プランの目標.....	3
2 プランにおける施策の方向性.....	4
（1）各学校や地域の自主性・自律性を促進する.....	4
（2）市民との協働、職員の専門性の向上、専門家の参画を推進する.....	4
（3）客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する.....	4
第2章 重点施策.....	5
1 川崎式で「生きる力」をつける.....	5
2 「個性が輝く学校」をつくる.....	9
3 「教職員の力」を伸ばす.....	13
4 「地域に開かれた学校施設」にする.....	16
5 「市民の学び」を支援する.....	19
6 「市民の力」を活かす.....	23
第3章 施策体系.....	26
基本政策1 幼児・学校教育.....	26
基本政策2 家庭・地域における教育.....	43
基本政策3 社会教育・文化・スポーツ.....	51
基本政策4 教育行政.....	64
第4章 プランの進め方.....	68
1 プランの広報.....	68
2 PDCAのサイクル、スケジュール、進捗管理体制.....	68
3 川崎市教育目標について.....	68
参考	
1 策定経過.....	71
2 かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱.....	74
3 委員名簿.....	75
4 諮問文.....	78
5 市民からの意見の概要.....	79
6 川崎市の教育の現況と課題.....	97
7 プランに関連する具体的な動き.....	125
8 時代潮流と教育.....	127
9 関連資料一覧.....	129
10 語句説明一覧表.....	131
巻末 「施策体系一覧表」「現況と課題一覧」	

はじめに

1 策定の趣旨

わが国は、少子高齢化、グローバル化、情報化、産業・就業構造の変化、価値観の多様化、地方分権の推進などの大きな時代の変化の中にあります。この大きな変化の中で、教育分野においては、学力の低下、モラルの低下、学級崩壊などの新たな課題が浮かび上がってきています。

本市では、高度経済成長下における豊かな財源に支えられ、多くの優れた独自政策を展開してきましたが、右肩上りの社会の終焉に伴う制度疲労や少子高齢社会の到来といった社会構造の変化に伴う諸要因から、財政が急速に逼迫してきました。そこで、平成 14 年度に「川崎市行財政改革プラン」が策定され、全庁的に行財政改革に取り組んでいます。

本市では、昭和 61 年に市長あてに報告のあった「いきいきとした川崎の教育をめざして」に基づく教育が展開されてきました。報告は、20 年近く前のものでありながら、「教育への市民参加」の重要性を説き、その第一歩を踏み出すきっかけとなった点で大きな意義があったと考えます。

策定委員会では、市民と行政の協働がさらに重要となっていることを踏まえて、そのシステムを教育行政計画として具体化するために、市民と行政が共に手を携えて教育を進める「かわさき教育プラン」の策定を進めてきました。

また、サブタイトル「市民の力が教育を変える」は、そのような教育を進めることにより、市民一人ひとりに内在する力が、本市全体の教育を活性化するというねらいを表現したものです。

このプランは、子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習、文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現を目指すものです。

2 プランの位置づけ

このプランは、「川崎市行財政改革プラン」や新たな総合計画との整合を図り、新しい時代における、より効果的な教育財政のあり方などについて、平成 16 年 3 月に策定された「教育委員会事務事業改善プラン」の内容も踏まえてまとめています。

3 対象とする期間

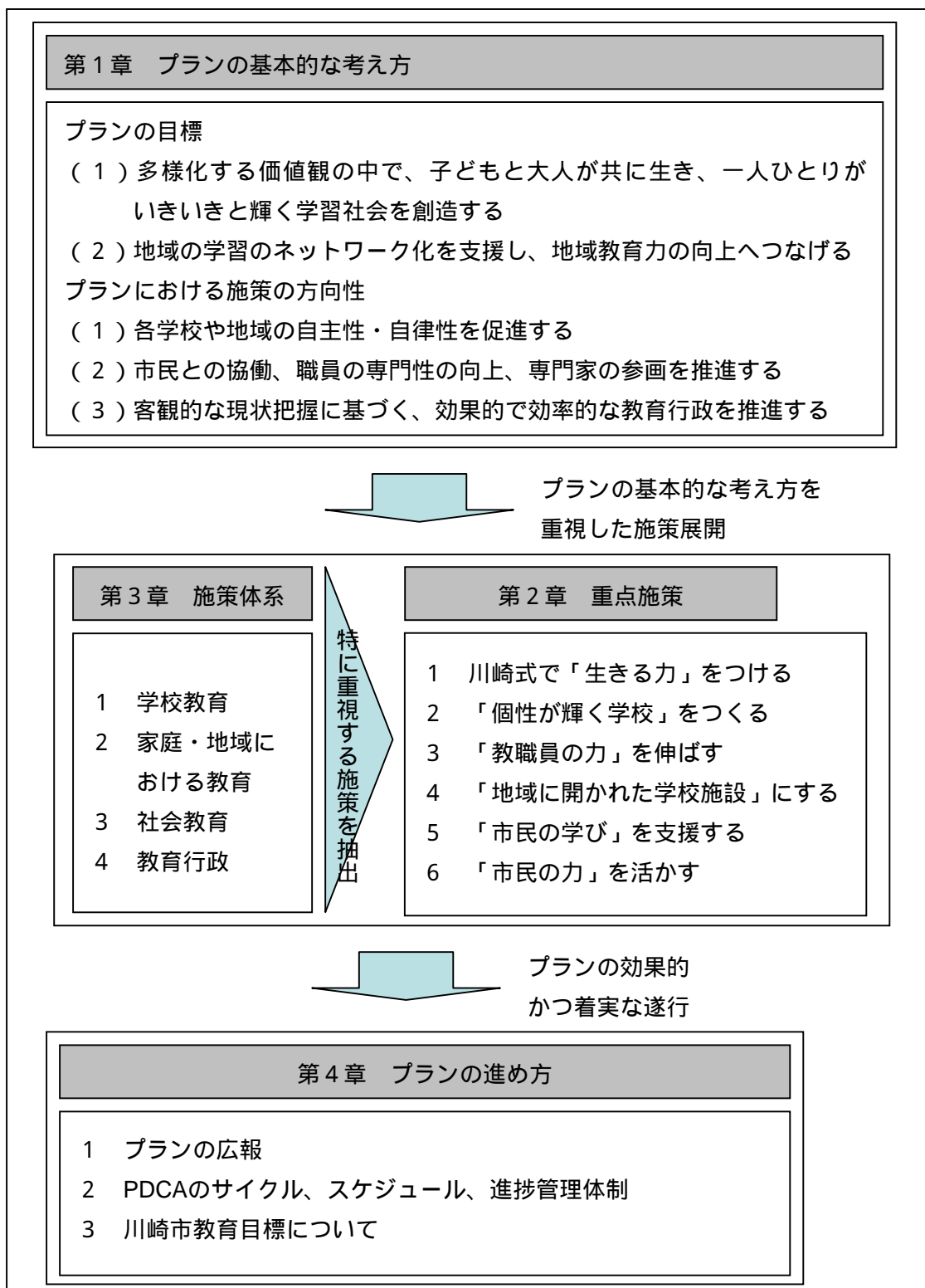
このプランの対象期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

4 プランの対象分野

このプランにおいて対象とする分野は、幼稚園や市立の小・中・高・聾・養護学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

5 プランの全体像

プランは、全体として以下に示すように構成されています。



第1章 プランの基本的な考え方

本市では、教育を取り巻く環境、本市の教育の現況と課題、これまでの本市の取組、本市の行財政全般の状況などを踏まえて、プランの目標と施策の方向性を以下のように設定しました。

1 プランの目標

本プランでは、学校教育や社会教育における施策を展開していく上で、以下のように、「次代を担う人づくり」と「地域づくり」の観点から二つの目標を設定しました。

多様化する価値観の中で、子どもと大人が共に生き、一人ひとりがいきいきと輝く学習社会を創造する。

社会の急激な変化、地域の国際化などにより人々の価値観が多様化する中で、子どもも大人もお互いの人権を尊重し、全ての人々が自己を実現していきいきと輝けるような社会を創造することが必要です。

そのためには、共に認め合い、共に高め合い、そのことによって自らも成長できるような子どもを育てる教育が学校・家庭・地域が連携して行われる必要があります。特に学校は、教職員一人ひとりが自らの能力を十分に活かすことができ、子どもと大人が触れ合うコミュニティの拠点として地域に開かれた学習環境でなくてはならないでしょう。また、大人も一人ひとりがいきいきと輝けるように、地域の中で主体的に学習に取り組むことが必要です。

本プランでは、このような教育や学習が展開する社会を学習社会ととらえ、その創造を目標とします。

地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる。

本市では、学校においては、子どもの学力、「生きる力」などを形成する取組が行われてきています。また、地域においては、市民の自主的な学習活動や市民活動も活発に展開されてきています。しかし、そうした取組や活動の相互の間の連携・協力をさらに、密接にしていく必要があります。学習社会を創造し、地域全体の教育力を高めるためには、地域における様々な施設、機関、団体、市民の自主グループなどによって行われている実践をつなぐネットワーク化を図ることによって、子どもも大人も成長できる地域をつくる必要があります。本プランは、そうしたネットワーク化を支援し、地域教育力の向上を図ることを目標とします。

2. プランにおける施策の方向性

時代の潮流や市民一人ひとりの学習ニーズが変化するなか、教育分野の政策について、様々な変革に対応する新たな方向性が必要となっています。本プランでは、プランの目標の実現に向けて、以下の方向性を重視して教育施策を進めます。

(1) 各学校や地域の自主性・自律性を促進する

学校における教育課題は非常に多様化しており、子どもたちが「生きる力」を身につけるためには、家庭や地域との連携の推進や、よりきめ細かい施策の実施が求められています。学校教育においては、児童生徒一人ひとりが個性豊かに輝くための学校経営や、保護者の参加、教職員の資質向上などを効果的に支援することが求められています。

また、社会教育や文化・スポーツなどの生涯学習は、市民の多様なニーズに応じて、地域の中で自主的・自律的に展開されるものです。市民の「参加と協働」を基本として、生涯学習を効果的に支援することが求められています。

本プランでは、学校教育については、各学校が子どもの実態に即した創意工夫を重ね、優れた教育実践が他校との交流などによって一層充実するように支援していくことを重視します。また、社会教育については、市民自らの課題や、地域の課題解決につながるような市民の主体的な学習や活動がより豊かに行われることを重視します。

(2) 市民との協働、職員の専門性の向上、専門家の参画を推進する

学校や地域が抱える課題がますます複雑化・高度化する中、個々の学校や地域で全ての課題について、的確な現状把握や解決を行うことは困難となっています。一方で、自らの学習の成果や経験を活かして、学校の教育活動に協力したり、地域課題の解決に貢献できるような市民が増えてきています。

本プランでは、市民との協働を促進するとともに、教職員など職員の専門性を向上させ、さらに教育分野の専門家の参画を促進して、教育施策を推進することを重視します。

(3) 客観的な現状把握に基づき、効果的で効率的な教育行政を推進する

これまでの教育行政は、成果を重視することに比べて、効率性などについての意識が低かったと言えます。コストの意識化、チェック機能の強化、組織のスリム化などが求められています。

本プランでは、客観的な現状把握に基づいて、よりよい成果を効率的に実現することを重視します。

第2章 重点施策

プランの目標を実現するために、本市が重点的に推進する施策を6つ提示します。

この章の重点施策は、プラン策定後、最初の3年間に、特に何を重視していくかということをも市民の方々に分かりやすく伝えるために、第3章の施策体系から具体的な事業を抽出し、再構成したものです。

1 川崎式で「生きる力」をつける

【背景・目的】

少子高齢化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む21世紀の社会では、市民に求められる能力や知識がますます高度化・多様化しています。このような21世紀の社会を生きていく中で、子どもたちには「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて、子どもの最善の利益が確保されること等が大切です。その上で、子どもたち一人ひとりが個性を發揮し活躍することができるよう、「知（確かな学力）」「徳（豊かな人間性）」「体（健康・体力）」からなる「生きる力」を、身につけることが求められています。

このような「生きる力」をつけるためには、全ての教育の出発点である家庭における教育機能を高め、幼児期から、学齢期（6歳～15歳）及び後期中等教育期間（16歳～18歳）にわたって、子どもたちが成長や発達状況に応じて必要な力を身につけていくことが大切です。

本重点施策では、多様な文化や国籍の市民が共生するなどの本市の特色を活かしながら、子どもの発達に応じた教育を展開する方法を「川崎式」として、本市の教育を受ける全ての子どもたちが「生きる力」をつけることを目的とします。

【内容】

本市の学校では、子どもたちのそれぞれの個性を活かしながら、「生きる力」を育む教育活動を行っていきます。これまで「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて本市が特に力を入れてきた、いのち、こころの教育・人権尊重教育などの教育内容をより一層推進します。

知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力、問題を解決し、自分で道を切り開くことができる力を本市では、「確かな学力」と捉え、読み書き計算などの基礎・基本、自ら学ぶ意欲や態度、思考力・判断力、表現力・コミュニケーション能力などの育成や定着を目指した取組を行います。その上で、基礎的な学力の定着度を調査し、指導方法等の改善に活かすために、子どもたちの学習状況調査を実施します。

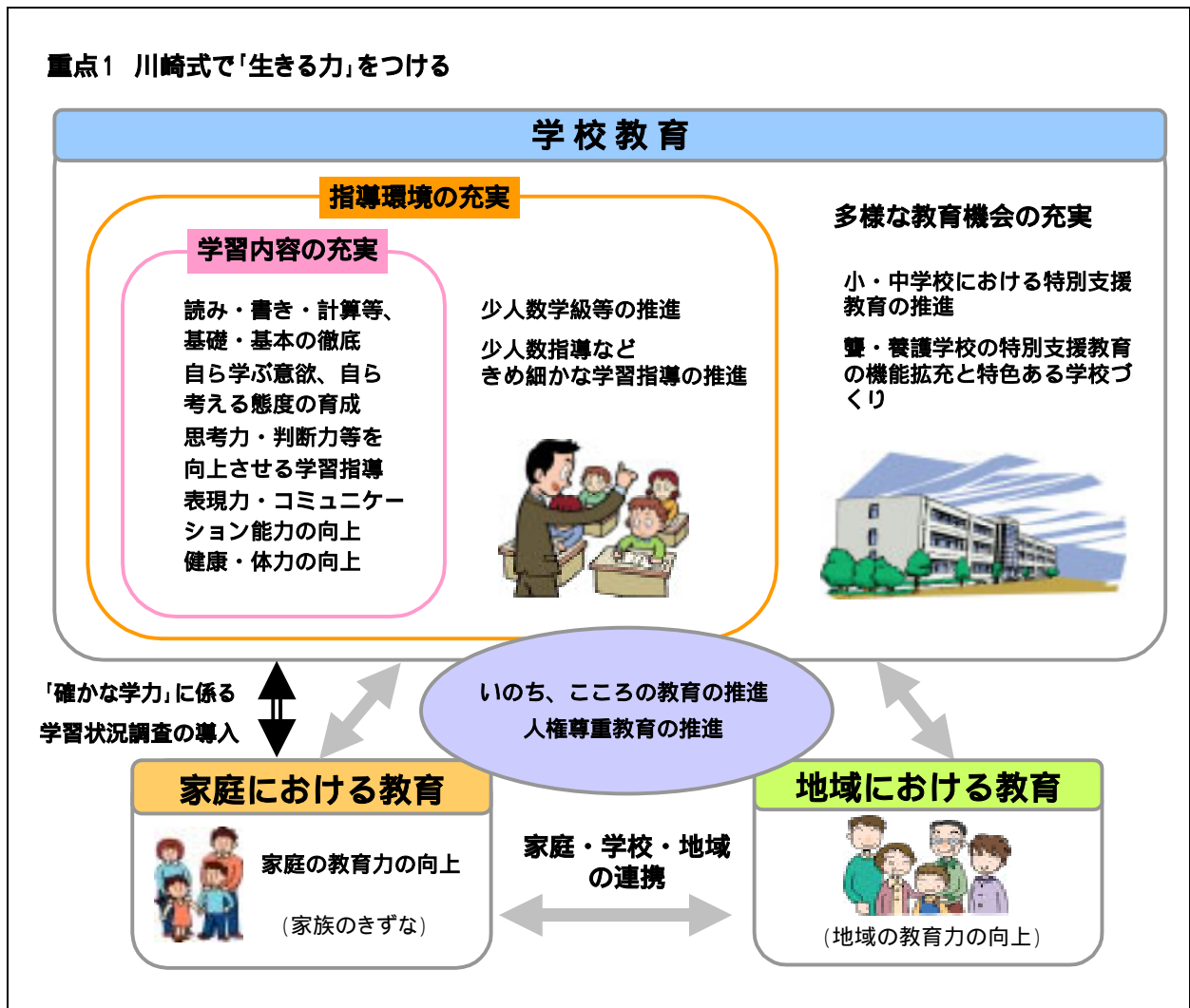
加えて、全国的に低下が懸念されている子どもたちの健康・体力の向上に取り組むとともに、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応を図り、「生きる力」を子どもたちに育むため、少人数学

級や少人数指導などの展開を図ります。

また、これまでの障害の種類や程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」へ向けた取組を進めていきます。

さらに、家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育に関する学習を支援します。

【イメージ図】



【展開する事業】

いのち、こころの教育の推進（施策体系 1-1-(1)- ）

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を行い、社会のルールを守る子どもを育てます。

人権尊重教育の推進（施策体系 1-1-(1)- ）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。

読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底（施策体系 1-1-(4)- ）

子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。

自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成（施策体系 1-1-(4)- ）

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を行います。

思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実（施策体系 1-1-(4)- ）

子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。

表現力・コミュニケーション能力の向上（施策体系 1-1-(4)- ）

様々な活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実します。また、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。

「確かな学力」に係る学習状況調査の導入（施策体系 1-1-(4)- ）

指導などに活かすため、学習状況調査を導入し、子どもたちの学習状況を正しく把握します。

調査の導入で以下の成果を目指します。

学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法や教育課程の検証・改善を図ります。

子どもと保護者に学習状況を伝え、一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善することに役立てます。

教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

健康・体力の向上（施策体系 1-1-(3)- ）

子どもたちの健康や体力・運動能力の状況について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。また、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行い、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

少人数学級等の推進（施策体系 1-1-(6)- ）

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の修得、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。

少人数指導などきめ細かな学習指導の推進（施策体系 1-1-(6)- ）

基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、

個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

小中学校における特別支援教育の推進（施策体系 1-1-(9)- ）

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用や巡回相談システム等の整備を行います。

また、従来の障害児学級に在籍する児童生徒に加え、通常級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、（仮称）特別支援教室の設置を進めます。

聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり（施策体系 1-1-(9)- ）

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、総合的（知・肢併置）養護学校の整備を行います。

家庭の教育力の向上（施策体系 2-2-(4)- 重点施策 5 - ）

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

2 「個性が輝く学校」をつくる

【背景・目的】

これまで、全ての学校において同じ教育を保障することを重視する傾向にありましたが、各学校における保護者や地域住民からの意見、子どもの学習状況や生活状況などが多様化することによって、各学校が地域に根ざし、創意工夫を發揮して個性ある教育活動を行うことが求められています。保護者や地域住民からの意見や子どもの生活の場を踏まえた教育活動を行うと、おのずから各学校に特色が生まれてきます。そのために、保護者・地域が学校と連携をとり、子どもの成長に責任を持って、学校運営に参加することが重要です。

本重点施策では、各学校がそれぞれの特色を活かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進することを目的とします。

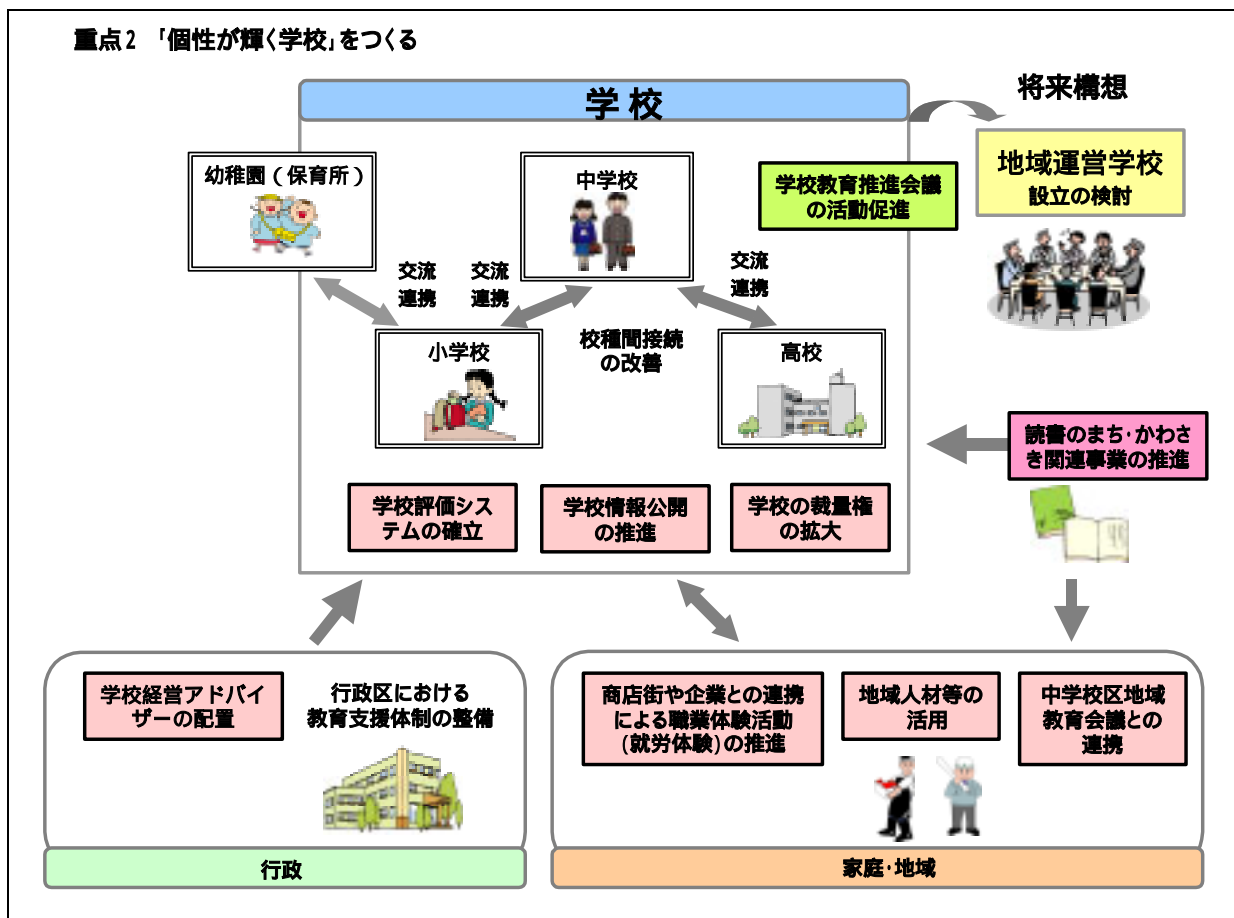
【内容】

人事や予算などに関する学校の裁量権を拡大することで、各学校が創意工夫を活かした取組を行えるようにします。さらに、学校の情報をわかりやすく積極的に地域に公表し、学校運営に対して、学校内部での評価とともに、地域住民等の学校外部による評価を行う学校評価システムを確立することで学校の自主性・自律性を高め、特色ある学校づくりを推進します。こうした学校の取組を、学校現場に近い行政区ごとに支援するための体制を整備し、豊富な経験を活かして学校経営に対する助言を行う人材等を配置します。

また、それぞれの学校の特色を大切にしながら、異なる学校種（幼稚園と小学校など）との間で、教育のなめらかな接続を図ることで、進学時の支援体制等を整えるとともに、学校図書館の活性化を中心とした子どもの読書活動推進に向けた取組を、家庭・地域と連携しながら進めていきます。

さらに、各学校が地域の教育力を活かし、地域に開かれた教育活動等を展開していくために、地域人材・地域資源の活用や商店街、企業と連携した職業体験・就労体験活動、学校教育推進会議の活動の促進、中学校区地域教育会議との連携とともに、権限と責任をもって地域住民などが学校運営に参画する地域運営学校の設立も検討していきます。

【イメージ図】



【展開する事業】

学校の裁量権の拡大（施策体系 1-2-(2)- ）

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った教員を他の市立学校から公募する制度の検討や学校独自の予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。

学校の情報公開の推進（施策体系 1-2-(1)- ）

学校評価システムを十分に機能させるとともに、地域住民の教育活動への参加や参画を促進するため、授業の公開や学校経営計画の公表、さらに計画の達成状況に対する評価の公表などにより、保護者や地域への説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進します。

学校評価システムの確立（施策体系 1-2-(1)- ）

「計画 実践 評価 改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、子どもの意見を取り入れながら学校が自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。

行政区における教育支援体制の整備（施策体系 4-1-(3)- 重点施策 6- ）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していき

ます。

社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

学校経営アドバイザーの配置（施策体系 4-1-(3)- ）

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として行政区ごとに配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善（施策体系 1-2-(4)- ）

幼稚園・小学校・中学校・高等学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、小学校における中学校教員の教科の専門性を活かした学習指導、教員の交流を活かした児童生徒指導等を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進します。

読書のまち・かわさき関連事業の推進（施策体系 1-1-(5)- ）

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において乳幼児から子どもの様々な読書活動に取り組むための環境整備に取り組みます。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

地域人材等の活用（施策体系 1-2-(2)- 重点施策 6- ）

地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（施策体系 1-2-(2)- ）

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育てていきます。

学校教育推進会議の活動促進（施策体系 1-2-(3)- 重点施策 6- ）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

中学校区地域教育会議との連携（施策体系 1-2-(3)- ）

中学校区地域教育会議と連携して、地域の人材や教育資源に関する情報収集を行うなど、地域の教育力を活かした学校の教育活動を行います。

地域運営学校の設立の検討（施策体系 1-2-(3)- 重点施策 6- ）

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与す

る地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

3 「教職員の力」を伸ばす

【背景・目的】

社会の状況が大きく変わり、学校・家庭・地域の連携が進められる中で、学校教育に求められる役割も変化しています。子どもたちの良き理解者となり、健やかな成長を支え、保護者や地域住民から信頼される教職員となるためには、日々、自己の成長のために研鑽を積み、資質や能力を向上させていくことが求められています。子どもの成長に大きな役割を果たす教職員は、人間的魅力を備え、自らの指導力を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組むことが責務です。また、学校の管理職は、時代を見通して自らの教育理念をしっかりと持ち、教職員の先頭に立って学校経営や教育活動に取り組む必要があります。

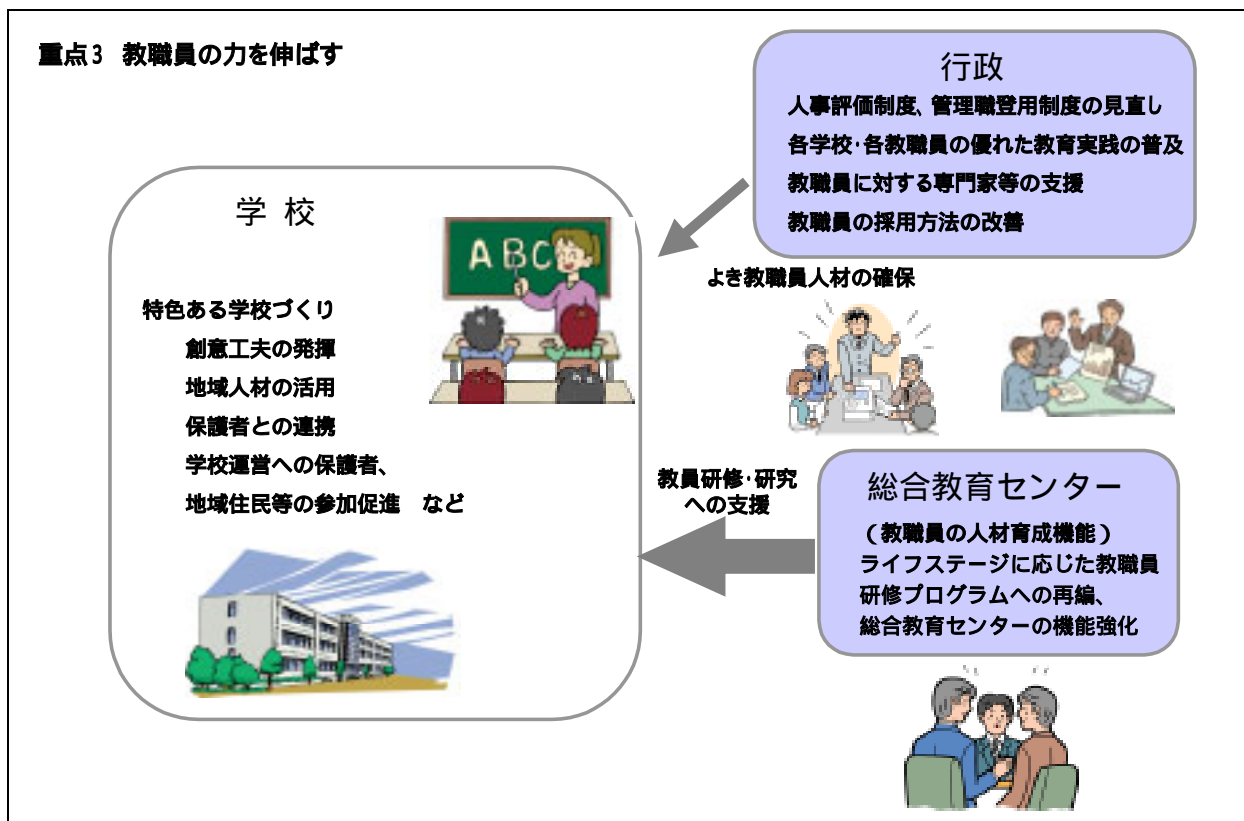
本重点施策では、教職員が自らの力を伸ばし、本市の教育改革を第一線で推進していくための支援を行っていくことを目的とします。

【内容】

教職員が創意工夫を発揮し、自らの能力を十分に発揮できるように人事評価制度を見直します。また、教職員や管理職に求められる能力や資質を満たした人材を登用できるように、教職員の採用方法の改善や管理職登用制度の見直しを行います。

さらに、教職員の指導力等を高めるために研修体系を再編し、優れた教育実践が普及するように努めます。また、総合教育センターの機能強化、教員に対する専門家等の支援などにより、学習指導や児童生徒指導などに関する教職員への支援体制を強化します。

【イメージ図】



【展開する事業】

人事評価制度の見直し（施策体系 1-3-(1)- ）

教職員が自らの能力を高めて、子どもたちにより効果的な指導を行い、保護者のニーズに柔軟に対応することなどにより、学校全体の教育活動の質的向上が促進されるよう、人事評価制度を見直します。

教職員の採用方法の改善（施策体系 1-3-(1)- ）

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を改善していきます。

管理職登用制度の見直し（施策体系 1-3-(1)- ）

リーダーシップを発揮して学校経営や教育活動に取り組み、保護者や地域住民から信頼される人材を管理職として登用するために、登用における公平性や透明性を高めます。また、民間からの登用なども含めて検討し、活力ある人材登用に努めます。

ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編（施策体系 1-3-(3)- ）

教職員が経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、計画的な研修を実施し、内容の充実を図ります。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

総合教育センターの機能強化（施策体系 1-3-(2)- ）

本市の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層充

実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図るとともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面からも学校を支援していくことに努めます。

各学校・各教職員の優れた教育実践の普及（施策体系 1-3-(3)- ）

各学校において、自校における課題をテーマとした自主的な校内研究や研究授業の充実に努めるとともに、先進研究校等における校外研修で学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするための校内研修等の充実を図ります。また、優れた教育実践を表彰し、各学校へ普及させていきます。

教職員に対する専門家等の支援（施策体系 1-3-(2)- ）

いわゆる学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対してNPOや関係機関との連携を図るなど、専門家による支援体制の充実を図ります。

4 「地域に開かれた学校施設」にする

【背景・目的】

学校は、子どもたちの教育を担う重要な教育機関であるとともに、市内全域に設置されている市民の財産です。学校を、子どもと大人が触れ合うコミュニティの拠点としていくために、子どもだけでなく地域のあらゆる人々の学習や活動の場であるにとらえ、市民にとってより身近な施設にしていく必要があります。

また、多くの市民に安心して使用してもらえるように、より安全な学校施設が必要とされています。

本重点施策では、学校をコミュニティの拠点として整備し、子どもや市民に様々な学習や活動の場を提供することを目的とします。

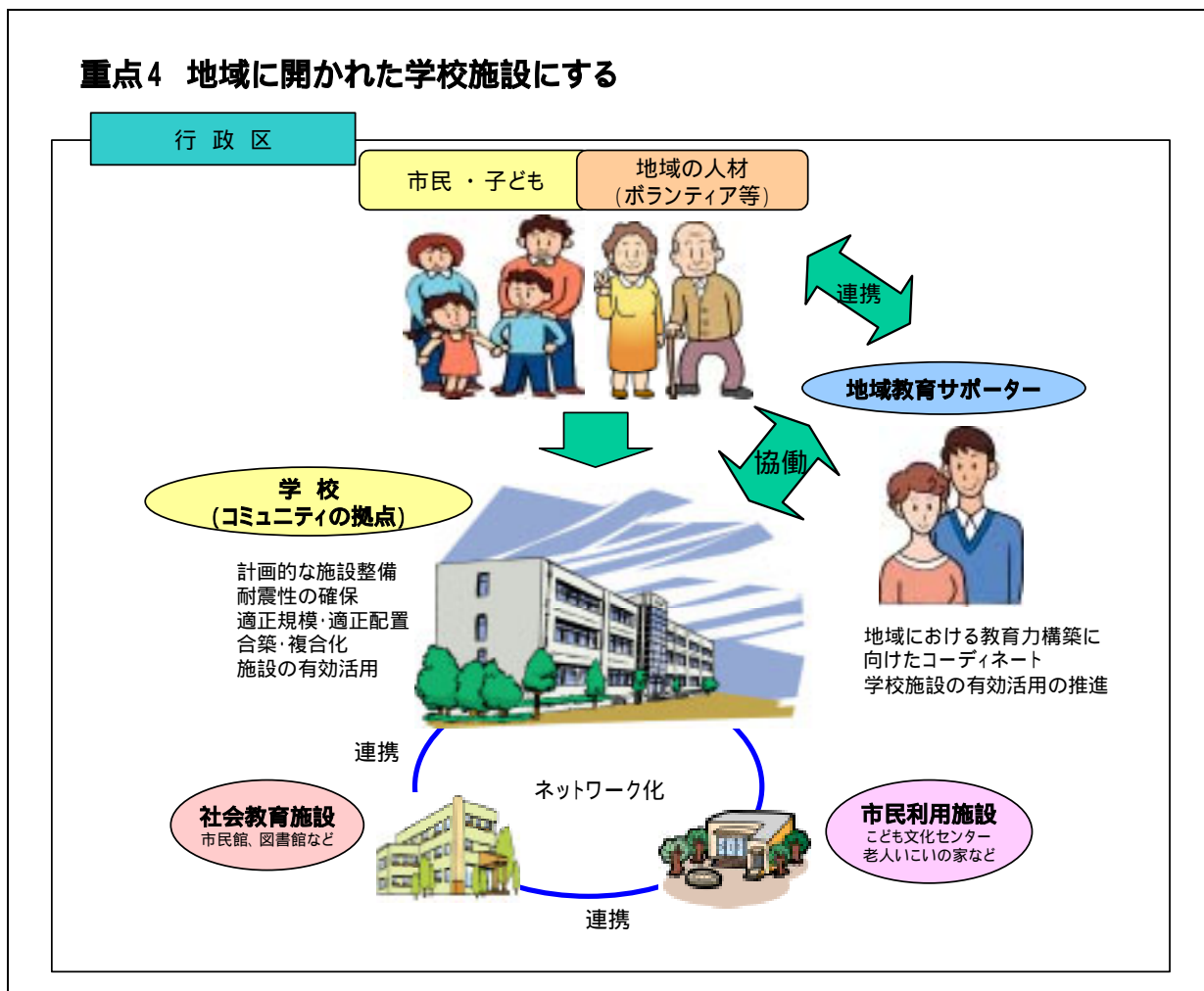
【内容】

学校を子どもと大人が安心して使えるコミュニティの拠点としていくために、利用しやすく、安全で快適な学校施設の整備を計画的に進めていきます。同時に、地域の多くの人々が様々な形で学校施設を利用することができるように、体育館・校庭などの開放、再転用可能教室・特別教室の有効活用や、他の公共施設との合築・複合化を進めていきます。

また、学校施設と市民館や図書館などの社会教育施設や、こども文化センターや老人いこいの家などの施設との連携を深め、日常生活圏における市民の学習や活動の場としての機能充実を図ります。

さらに、学校と地域の連携を推進する地域教育サポーター制度を構築します。

【イメージ図】



【展開する事業】

計画的な学校施設の整備 (施策体系 1-4-(4)-)

学校と地域で共に利用できる、より安全で快適な教育環境を目指して、学校の適正規模・適正配置を踏まえた新築・改築・改修を行います。

校舎の耐震性の確保 (施策体系 1-4-(1)-)

児童生徒の安全を確保するとともに、コミュニティの拠点や地域の防災拠点として、安心して学校施設を利用してもらうために、校舎の耐震補強を行います。

学校の適正規模・適正配置 (施策体系 1-4-(4)-)

児童生徒数の増減に地域差があり、学校の規模別格差が広がってきています。そのため、社会・地域の実情を考慮し、学校の適正規模・適正配置を推進し、子どもたちの良好な教育環境を確保していきます。

学校施設の有効活用の推進 (施策体系 3-1-(1)- 重点施策 5-)

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応じて

いきます。

他の公共施設等との合築・複合化の推進（施策体系 1-4-(2)- ）

保育所やデイサービスセンターなどの公共施設等と合築・複合化させることにより、子どもたちの活動の幅を広げます。また、学校を夜間や休日にも活用できる施設として整備し、学校の地域拠点化を進めます。

学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化

（施策体系 3-1-4- 重点施策 5- ）

市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習とコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

地域教育サポーター制度（施策体系 4-1-(3)- 重点施策 6- ）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

5 「市民の学び」を支援する

【背景・目的】

本市においては、これまで実施してきた幅広い社会教育施策により、多くの市民が自己の学習課題や地域課題、生きがいを発見してきました。そして、地域に目を向けた自主的な市民活動が展開されています。

地域社会が抱える課題が複雑化する中で、行政による解決（公助）とともに、地域に目を向けた自主的な市民活動（自助・共助）がさらに増えていくように、市民の学びを支援していくことが求められています。

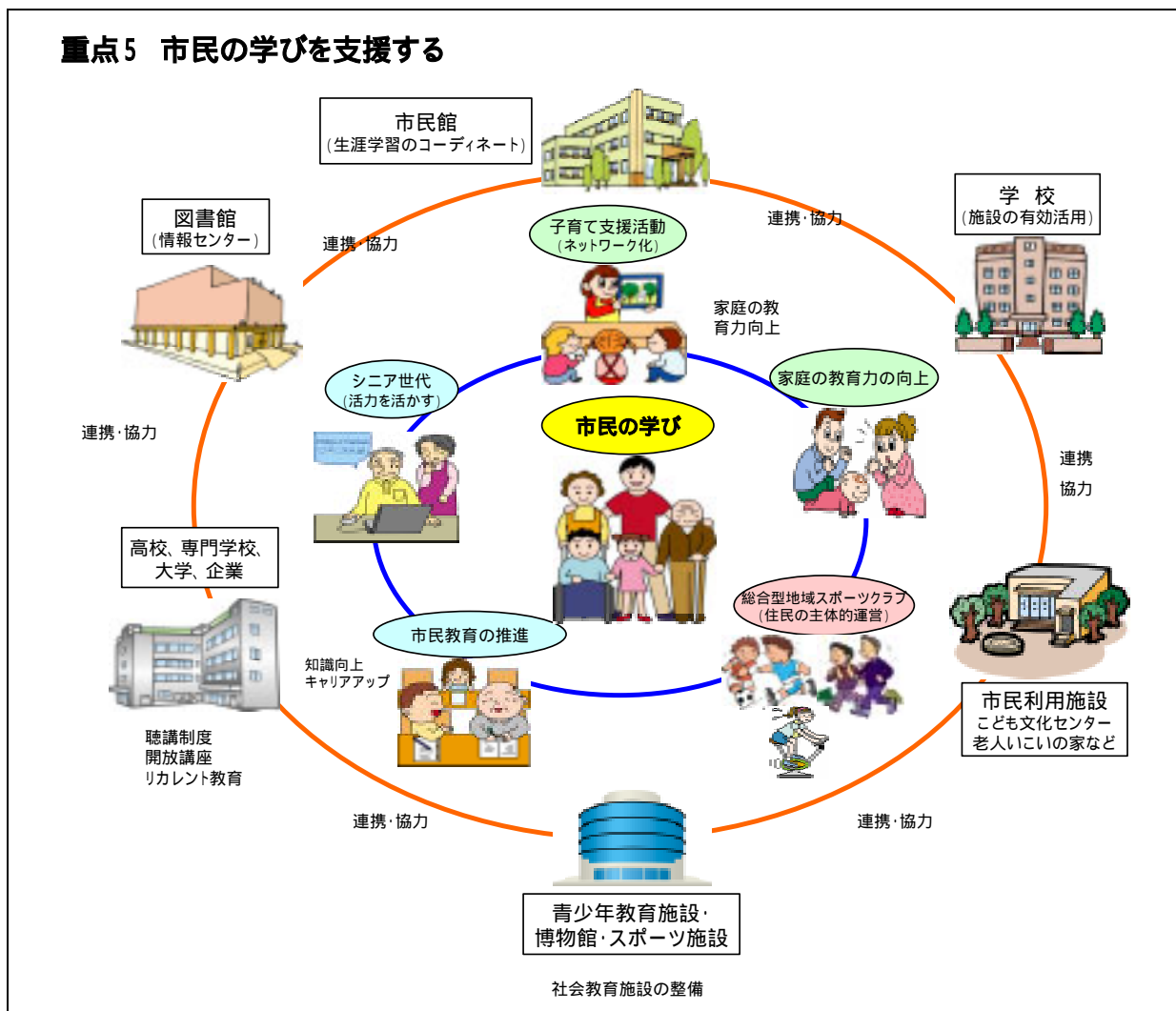
今後は、これまでの学習機会の提供や社会参加の動機付けのための施策に加え、その成果が、まちづくりや福祉、学校教育支援などの取組につながっていくような社会教育の重要性が高まっているとともに、そのための社会教育関係職員等の力量形成が求められています。

本重点施策では、市民が自ら学ぶ意欲を持ち、主体的に学習や活動に取り組めるように、きめ細やかに支援していくことを目的とします。

【内容】

市民館を中核に行政区全体の生涯学習をコーディネートし、学校教育やまちづくり活動を含めた地域全体の学習活動をつないでいきます。また、情報提供を通して市民の学びを支える図書館の機能を充実させるとともに、社会教育施設の計画的な整備や、施設間のネットワークづくりなどにより、学習の場や機会の充実を図ります。さらに、家庭の教育力の向上や市民同士のネットワーク化の促進、学校・企業・大学等の連携、市民教育の推進、総合型地域スポーツクラブの育成などを進め、地域の教育力と自治能力を高めます。

【イメージ図】



【展開する事業】

市民館を拠点とした生涯学習の推進 (施策体系 3-1-(1)-)

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館は、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、情報提供・相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行います。その中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の充実を図ります。

図書館機能の充実 (施策体系 3-1-(1)-)

図書館は、読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実させていきます。市立学校や大学の図書館との連携、インターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースも活用できる環境整備、ボランティアの育成、レファレンス機能 (調査・相談) の充実などを通じて、市民の生涯学習施設として、子どもから大人まで、全ての市民の

学習や活動、社会的自立を支えていきます。

社会教育施設の整備（施策体系 3-1-(1)- ）

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、市民館・図書館分館の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

学校施設の有効活用の推進（施策体系 3-1-(1)- 重点施策 4- ）

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応えていきます。

学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化

（施策体系 3-1-(4)- 重点施策 4- ）

市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習とコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

家庭の教育力の向上（施策体系 2-2-(4)- 重点施策 1- ）

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

子育て支援活動のネットワーク化（施策体系 2-2-(1)- ）

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

シニア世代の活力を地域で活かすための支援（施策体系 3-1-(3)- ）

今後 10 年の間に定年退職を迎える団塊の世代を中心に、シニア世代が自らのキャリアを地域社会の中で活かし、地域の原動力として活躍することができるように、地域課題や、NPO の立ち上げ、起業などに関する学びを支援します。

市内の高校・専門学校・大学・企業との連携（施策体系 3-1-(5)- ）

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度の整備や、大学や企業による地域開放講座の支援など、高校・専門学校・大学・企業との連携によるリカレント教育を推進します。

市民教育の推進（施策体系 3-1-(3)- ）

市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための幅広い力を身に付ける市民教育の場の充実等を図るとともに、その一層の推進に向けて、企業、大学、地域で活躍している市民グループ等との連携を深めます。

総合型地域スポーツクラブの育成（施策体系 3-3-(1)- ）

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者・障害者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

6 「市民の力」を活かす

【背景・目的】

教育に対する市民の期待や要望、地域社会が抱える課題が多様化する中で、従来の画一的な施策でそれぞれのニーズに充分応えることが難しくなってきました。

一方で、多様な知識や能力を備えた市民が増えてきているとともに、そうした知識や能力を活かして地域や社会のために貢献する市民も増えてきています。

今後は、こうした自主的な活動をより多様化、活発化させ、学校や地域社会が抱える課題を、市民と行政の新たな協働関係の中で解決していくために、市民活動の支援や市民参画の場を、全市、行政区、日常生活圏において充実させていく必要があります。

本重点施策では、市民が学校の活動や、地域における教育の施策づくりに参加・参画できる仕組みをつくることで、分権と市民参画による本市の教育・学習活動の活性化を図ることを目的とします。

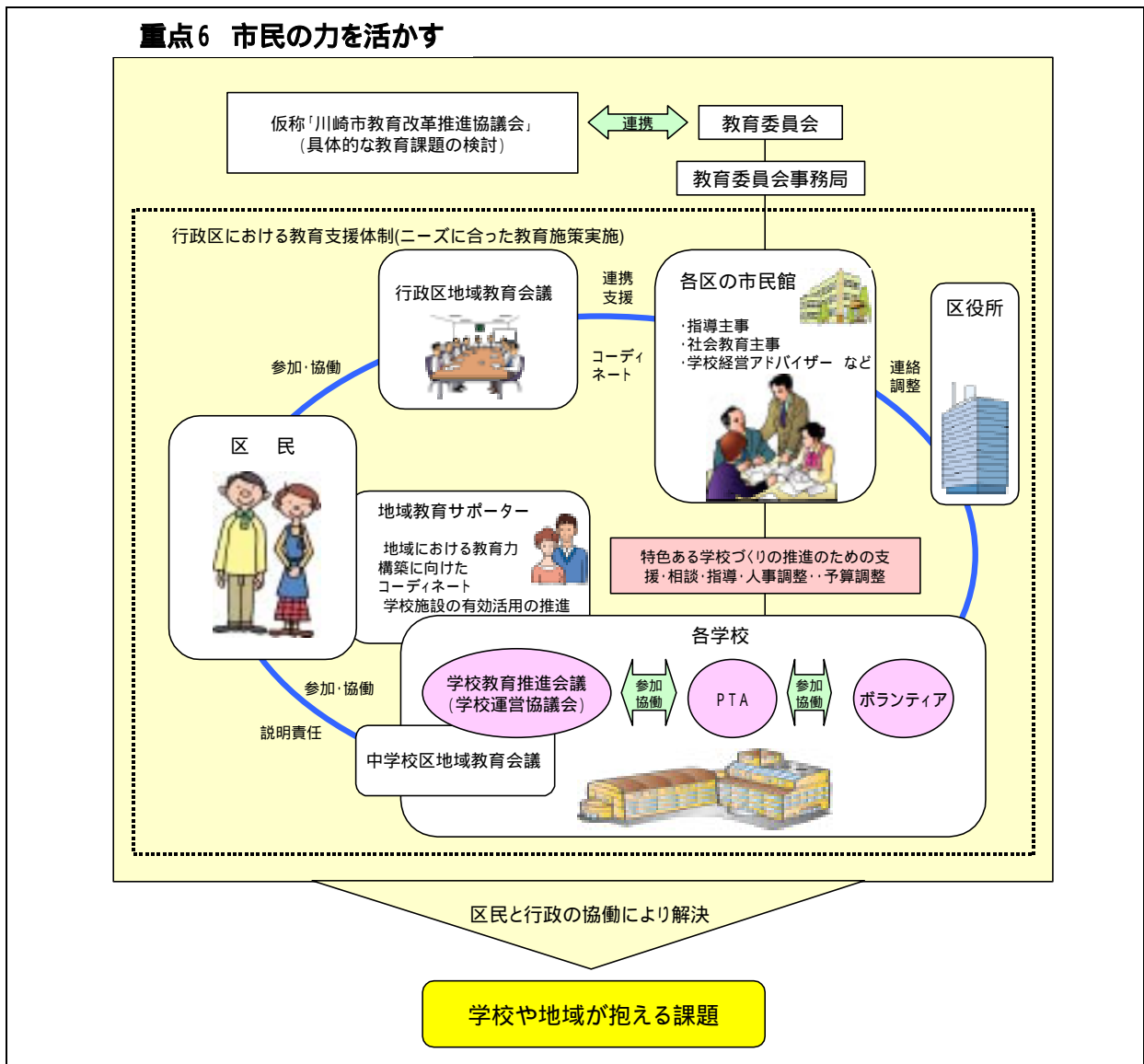
【内容】

学校教育推進会議の活動促進、地域運営学校の設置などにより、多くの市民が学校の活動や地域における教育などに参画しやすい仕組みづくりを進めていきます。また、学校と地域の連携を深めていくために、地域教育会議の役割や体制の見直しによる活性化、地域教育サポーターの設置などにより、教育活動における地域人材の活用を進めて、中学校区における市民の参画と協働を促進します。

さらに、市民活動の楽しさと地域の豊かさを実感できる施策を、地域の中で展開し、教育以外の分野でも市民の力が発揮されていくように、区役所や行政区地域教育会議等と連携しながら生涯学習の推進と学校支援を一緒に行う体制を行政区ごとに整備します。

また、川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置により、「市民の力を活かす」教育行政を推進していきます。

【イメージ図】



【展開する事業】

学校教育推進会議の活動促進（施策体系 1-2-(3)- 重点施策 2- ）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

地域運営学校の設立の検討（施策体系 1-2-(3)- 重点施策 2- ）

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

行政区・中学校区地域教育会議の活性化（施策体系 3-1-(2)- ）

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行う。また、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。

地域教育サポーター制度（施策体系 4-1-(3)- 重点施策 4- ）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

地域人材等の活用（施策体系 1-2-(2)- 重点施策 2- ）

学校教育に、地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を支援するとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

行政区における教育支援体制の整備（施策体系 4-1-(3)- 重点施策 2- ）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置（施策体系 4-1-(2)- ）

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会（仮称）を設置します。